新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
第１条　適用範囲 第２条　用語の定義 第３条　ワンデーレスポンス 第４条　ウィークリースタンス 第５条　その他（週休２日制度） Ⅰ　週休２日制度の場合 （略） 	第１条　適用範囲 第２条　用語の定義 第３条　ワンデーレスポンス 第４条　ウィークリースタンス 第５条　その他（週休２日制度） Ⅰ　週休２日制度の場合 （略） （新設）

工 事 履 行 報 告 書

工事名		
工　期		～
日　付		（　　月分）

月　別	予定工程　％ （　）内は工程 変更後	実施工程 ％	休日数※1				週休２日 達成状況 達成 （○） 未達成 （×）	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ※2	休日計 (D) ※3=B+C		
計			ΣA			ΣD		
		（休日取得率）			ΣD/ΣA=○○ ％			
	（記事欄）							

※1　休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、月単位または通期の週休２日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2　(C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとする。

※3　(D)の日数は、(D)≦(A)となる。

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
Ⅱ　週休２日制度（交替制）の場合 （略） 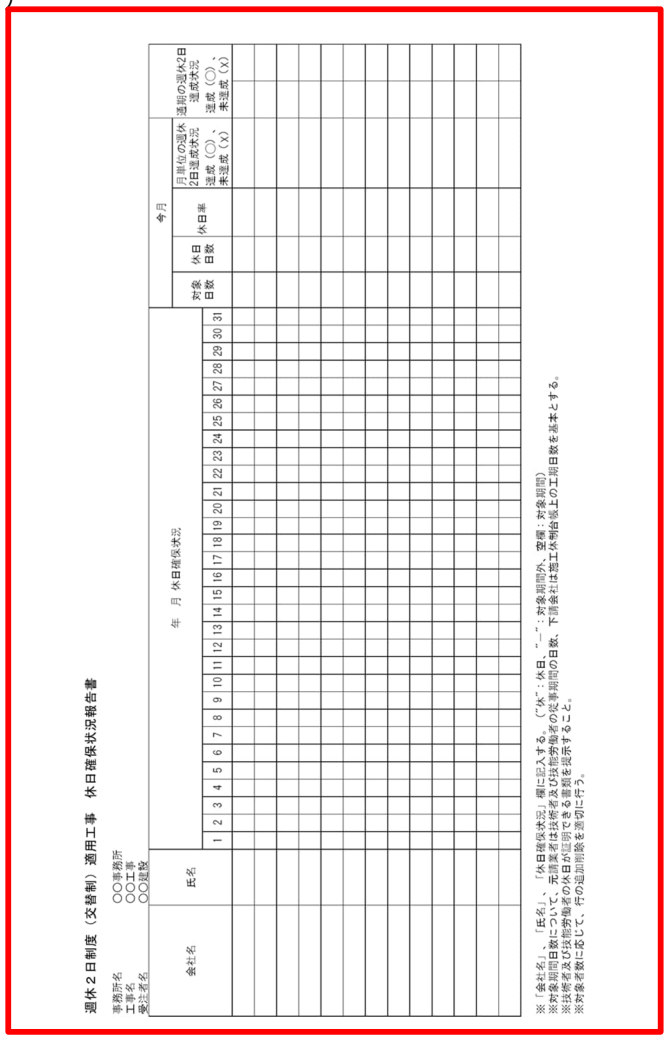	Ⅱ　週休２日制度（交替制）の場合 （略） （新設）

週休２日制度（交替制）適用工事　休日確保状況報告書

事務所名　○○事務所
工事名　○○工事
受注者名　○○建設

会社名	氏名	年　月　休日確保状況																													今月			過前の週休2日達成状況 達成（○）、未達成（×）
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象日数	休日日数	休日率	月単位の週休2日達成状況 達成（○）、未達成（×）	

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
第　６条　施工地および索道線下などの伐採について 第　７条　土石流の発生するおそれのある降雨について 第　８条　支給材料及び貸与品 第　９条　再生資源の利用促進につい 第 10 条　産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について 第 11 条　　建設副産物 第 12 条　監督員による検査（確認を含む）及び立会等について 第 13 条　数量の算出及び完成図 第 14 条　工事の下請負 第 15 条　施工体制台帳 第 16 条　工事中の安全確保 第 17 条　支障木の除去 第 18 条　工事区域の立入防止施設 第 19 条　爆発及び火災の防止 第 20 条　後片付け及び原状回復 第 21 条　環境対策・公害防止 第 22 条　交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事） 第 23 条　諸法令の遵守 第 24 条　排出ガス対策型建設機械の使用について 第 25 条　不正軽油の使用の禁止 第 26 条　電子納品	第　６条　施工地および索道線下などの伐採について 第　７条　土石流の発生するおそれのある降雨について 第　８条　支給材料及び貸与品 第　９条　再生資源の利用促進につい 第 10 条　産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について 第 11 条　　建設副産物 第 12 条　監督員による検査（確認を含む）及び立会等について 第 13 条　数量の算出及び完成図 第 14 条　工事の下請負 第 15 条　施工体制台帳 第 16 条　工事中の安全確保 第 17 条　支障木の除去 第 18 条　工事区域の立入防止施設 第 19 条　爆発及び火災の防止 第 20 条　後片付け及び原状回復 第 21 条　環境対策・公害防止 第 22 条　交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事） 第 23 条　諸法令の遵守 第 24 条　排出ガス対策型建設機械の使用について 第 25 条　不正軽油の使用の禁止 第 26 条　電子納品
兵庫県農林水産部治山課が所管する森林土木工事における工事書類及び成果品の提出は、電子納品により実施することを基本とし、仕様・基準等については下記による。 １　準拠する仕様・基準 本県の森林土木工事における電子納品は、兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」（以下運用指針（案））に準拠して実施し、同運用指針（案）で規定された電	兵庫県農林水産部治山課が所管する森林土木工事における工事書類及び成果品の提出は、電子納品により実施することを基本とし、仕様・基準等については下記による。 １　準拠する仕様・基準 本県の森林土木工事における電子納品は、兵庫県~~県土整備~~部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」（以下運用指針（案））に準拠して実施し、同運用指針（案）で規定された電子納

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
子納品要領、基準類、ガイドラインを参照すること。 2　電子納品を実施する工事 運用指針（案）に規定された下記の対象工事について、電子納品を実施するものとする。 電子納品対象工事・・・設計金額２千万円以上の工事 ただし、下記の工事については対象外とする。 ・鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事 ・緊急施工が必要な災害復旧工事 設計金額が２千万円未満や緊急施工が必要な災害復旧工事であっても、成果品を将来的な維持管理等に有効利用できる工事、または受注者より電子納品を希望する申し出があった工事については電子納品の対象とできる。 3　工事書類の提出方法（紙と電子） 電子納品対象工事の工事書類の提出方法は、「工事書類作成の手引き」（兵庫県土木部）の「３－６工事書類の提出方法の明確化（電子と紙による二重提出（納品）の廃止）」を参照して、受発注者間の事前協議によって決定し、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめ工事打合せ簿により監督員に提出する。 電子納品対象工事ではない工事については、発注者の求めに応じて、下記により電子データを提出するものとする。 1)　出来高図面、又は施工計画図面については、CADデータで提出し、図面のファイル形式はＳＦＣ形式とする。 2)　各種成果表は、WORD、EXCELまたはTEXT形式とする。 3)　電子データの提出または受領については、インターネットメ	品要領、基準類、ガイドラインを参照すること。 2　電子納品を実施する工事 運用指針（案）に規定された下記の対象工事について、電子納品を実施するものとする。 電子納品対象工事・・・設計金額２千万円以上の工事 ただし、下記の工事については対象外とする。 ・鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事 ・緊急施工が必要な災害復旧工事 設計金額が２千万円未満や緊急施工が必要な災害復旧工事であっても、成果品を将来的な維持管理等に有効利用できる工事、または受注者より電子納品を希望する申し出があった工事については電子納品の対象とできる。 3　工事書類の提出方法（紙と電子） 電子納品対象工事の工事書類の提出方法は、「工事書類作成の手引き」（兵庫県~~県土整備~~部）の「３－６工事書類の提出方法~~（紙と電子）~~の明確化」を参照して、受発注者間の事前協議によって決定し、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめ工事打合せ簿により監督員に提出する。 電子納品対象工事ではない工事については、発注者の求めに応じて、下記により電子データを提出するものとする。 1)　出来高図面、又は施工計画図面については、CADデータで提出し、図面のファイル形式はＳＦＣ形式とする。 2)　各種成果表は、WORD、EXCELまたはTEXT形式とする。 3)　電子データの提出または受領については、インターネットメ

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
ール、または監督員が指定する電子記憶媒体（例；ＳＤ、ＵＳＢ等）により行うものとする。 4)　提出する電子データはウィルスチェックを実施するものとする。 5)　その他の事項については、適宜監督員と協議するものとする。	ール、または監督員が指定する電子記憶媒体（例；ＳＤ、ＵＳＢ等）により行うものとする。 4)　提出する電子データはウィルスチェックを実施するものとする。 5)　その他の事項については、適宜監督員と協議するものとする。
第 27 条　工事写真管理 工事写真管理については、森林整備保全事業工事写真管理基準並びに工事写真撮影要領（林野仕様書）に準拠すること。 電子納品対象工事については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県農林水産部）及び「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省）に準拠して写真データを作成し、電子成果品として提出するものとする。	**第 27 条　工事写真管理** 工事写真管理については、森林整備保全事業工事写真管理基準並びに工事写真撮影要領（林野仕様書）に準拠すること。 電子納品対象工事については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県~~県土整備~~部）及び「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省）に準拠して写真データを作成し、電子成果品として提出するものとする。
第 28 条　工事歴板、工事標柱等 **第 29 条　仮設工事等** **第 30 条　林地保全の義務** **第 31 条　県内産品の使用** **第 32 条　管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格** **第 33 条　木材一般** **第 34 条　セメントコンクリート製品** 1 セメントコンクリート製品については、林野仕様書の規定によるほか、以下の規格を含めるものとする。 （略） 2 コンクリート製品の種類、形状及び寸法は、設計図書及びセメントコンクリート二次製品の取扱要領（土木部　令和６年４月改定）によるものとし、ＪＩＳ規格に適合したものでなければならない。	**第 28 条　工事歴板、工事標柱等** **第 29 条　仮設工事等** **第 30 条　林地保全の義務** **第 31 条　県内産品の使用** **第 32 条　管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格** **第 33 条　木材一般** **第 34 条　セメントコンクリート製品** 1 セメントコンクリート製品については、林野仕様書の規定によるほか、以下の規格を含めるものとする。 （略） 2 コンクリート製品の種類、形状及び寸法は、設計図書及びセメントコンクリート二次製品の取扱要領（~~県土整備~~部　~~平成 27 年１月~~改定）によるものとし、ＪＩＳ規格に適合したものでなければならない。

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
（略） 5 認定品の使用について (1) 工事において、下記の製品を使用する場合には「下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品 使用促進要領」(土木部　令和6年4月1日改定)に基づき認定された下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品（以下「認定製品」という。）の使用を原則とする。 なお、認定製品が調達できない等、やむを得ない場合については、通常のコンクリート二次製品の使用を認めることとするが、事前に発注者の了解を得るものとする。 ただし、設計変更の対象とはしない。 （略） (2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第１０条第１項に基づき土木長が発行した認定書を工事用材料使用承諾願に含め監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。 (3) 認定製品は、JIS認証外製品と同等の取り扱いとするため、受注者は林野仕様書によるほかセメントコンクリート二次製品の取扱要領(兵庫県土木部)に基づき品質確認等（材料承諾を含む）を行うものとする。 （略） **第 35 条　緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について** **（略）** 3　植生工　(植生基材吹付工に用いる植生基材) 植生基材吹付工に用いる植生基材は以下のとおりとする。	（略） 5 認定品の使用について (1) 工事において、下記の製品を使用する場合には「下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品 使用促進要領」(~~県土整備~~部　~~平成28年3月4日~~改定)に基づき認定された下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品（以下「認定製品」という。）の使用を原則とする。 なお、認定製品が調達できない等、やむを得ない場合については、通常のコンクリート二次製品の使用を認めることとするが、事前に発注者の了解を得るものとする。 ただし、設計変更の対象とはしない。 （略） (2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第１０条第１項に基づき~~県土整備部~~長が発行した認定書を工事用材料使用承諾願に含め監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。 (3) 認定製品は、JIS認証外製品と同等の取り扱いとするため、受注者は林野仕様書によるほかセメントコンクリート二次製品の取扱要領(兵庫県~~県土整備~~部)に基づき品質確認等（材料承諾を含む）を行うものとする。 （略） **第 35 条　緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について** **（略）** 3　植生工　(植生基材吹付工に用いる植生基材) 植生基材吹付工に用いる植生基材は以下のとおりとする。

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
(1)　植生基材吹付工に用いる植生基材を使用する場合は、「浄水発生土を混合した植生基材使用促進要領」（以下「要領」という。）に基づき認定された浄水発生土を混合した植生基材（以下「認定製品」という。）の使用を原則とする。なお、認定製品の調達ができない等の理由により、監督員の了解を得られた場合は認定製品以外の製品を使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしない。 (2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第７条第１項に基づき土木部長が発行した認定証を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。 （略）	(1)　植生基材吹付工に用いる植生基材を使用する場合は、「浄水発生土を混合した植生基材使用促進要領」（以下「要領」という。）に基づき認定された浄水発生土を混合した植生基材（以下「認定製品」という。）の使用を原則とする。なお、認定製品の調達ができない等の理由により、監督員の了解を得られた場合は認定製品以外の製品を使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしない。 (2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第７条第１項に基づき県土整備部長が発行した認定証を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。 （略）
第 36 条　兵庫県営林道事業における種子配合等 第 37 条　苗木及び植栽材料 第 38 条　道路照明灯 第 39 条　路盤紙 第 40 条　基礎工 第 41 条　石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工 第 42 条　鉄線かご工 第 43 条　木矢板工 第 44 条　鋼矢板工 第 45 条　コンクリート矢板工 第 46 条　残土施工 第 47 条　地山補強土工（鉄筋挿入工） 第 48 条　コンクリート工 第 49 条　コンクリートポンプ工 第 50 条　型枠・支保工 第 51 条　マスコンクリート 第 52 条　暑中コンクリート	第 36 条　兵庫県営林道事業における種子配合等 第 37 条　苗木及び植栽材料 第 38 条　道路照明灯 第 39 条　路盤紙 第 40 条　基礎工 第 41 条　石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工 第 42 条　鉄線かご工 第 43 条　木矢板工 第 44 条　鋼矢板工 第 45 条　コンクリート矢板工 第 46 条　残土施工 第 47 条　地山補強土工（鉄筋挿入工） 第 48 条　コンクリート工 第 49 条　コンクリートポンプ工 第 50 条　型枠・支保工 第 51 条　マスコンクリート 第 52 条　暑中コンクリート

新旧対照表（令和８年４月１日適用）

改定後	現行
第53条　寒中コンクリート	第53条　寒中コンクリート
第54条　水中コンクリート	第54条　水中コンクリート
第55条　モルタル	第55条　モルタル
第56条　治山ダム工	第56条　治山ダム工
第57条　護岸及び水制工	第57条　護岸及び水制工
第58条　土留工及び擁壁工	第58条　土留工及び擁壁工
第59条　山腹工	第59条　山腹工
第60条　固定工（ロープネットエ）	第60条　固定工（ロープネットエ）
第61条　防災林造成	第61条　防災林造成
第62条　森林整備	第62条　森林整備
第63条　橋梁工	第63条　橋梁工
第64条　熱中症対策に資する現場管理費の補正について	第64条　熱中症対策に資する現場管理費の補正について
第65条　土砂等の搬出に係る過積載防止対策	第65条　土砂等の搬出に係る過積載防止対策
第66条　通行許可	第66条　通行許可
第67条　法定外の労災保険の付保	第67条　法定外の労災保険の付保
第68条　舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理	第68条　舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理